

みそら自—28—002

平成28年7月19日

四街道市長

佐渡 斉 様

みそら自治会

会長 青柳 象平



現ごみ処理施設の移転・撤去に関する協定書作成に向けての要求

1、移転期間について

市の失政により確認書の期限を守れない中で、平成27年3月の自治会文書では、速やかに移転することを求めている。

「自治会会員は平成19年から8年間移転の実現を待ってきたところであり、更に待てるのは5年が限度である」、「期間短縮は修理費・補償金の削減につながる」ことから、更なる期間短縮に努力することを条件として、市の主張する6年6ヶ月を受け入れる。但し、次の項目が未解決となっているので回答を求める。

ア、市文書 廃 第85号（平成28年1月20日）において、「外的要因により延びる可能性も含んでいることをご理解ください」と記している。廃第112号も同じ。

一方、廃 第117号（平成28年3月15日）では「スケジュールに後れをきたさぬよう努めてまいります」と記している。

117号の文書により廃第85号及び廃第112号の移転期間が延びる可能性についての考え方は排除されたと解釈する。

常識として最初から期限を守れない可能性を謳う協定を締結することは有り得ない。

イ、市は少なくとも6年6ヶ月の期間を守るため、どのような努力をするのか。

ウ、地元同意については未だ確定していない。地元との最終合意は、計画では平成28年度末までに得るとしているが、平成29年1月に吉岡区の総会において、公害防止基準の承認もしくは最終合意が得られない場合はどういった対処をするのか。

2、補償について

確認書2（6）の補償に加えて次のア、イの賠償、補償がある。

ア、確認書の期間を守れなかったことに対する賠償を示すこと。

イ、延滞期間6年6ヶ月に対する補償額を示すこと。

ウ、6年6ヶ月を守れなかった場合の補償金を示すこと。

3、現クリーンセンターの撤去について

確認書では移転と撤去は一体のものとして扱われている。本来なら跡地利用についての話し合いが平成27年3月以前に行われて然るべきである。

よって、撤去は移転と同時に工事を始めるものとする。撤去された後の土地の利用については市と自治会で協議して決定する。

撤去工事には予算措置を講じる必要がある。必要な予算措置を前年度に計上すること。

4、上記を踏まえた新しい協定案を示すこと。

5、平成27年4月1日以降、クリーンセンターは操業協定不在で違法操業の状態にある。環境省が示す排出ガス基準を満足する協定値を設定して新たな操業協定案を提示すること。

6、上記の各項目について7月末までに回答する事。

平成28年度第2回の交渉会は8月上旬に設定すること。会は自治会において市長出席、傍聴者参加で実施する。

以上

